

1 目的

本マニュアルは、県内の高圧ガス施設又は火薬類取扱施設を設置する事業所における地震及び津波及び風水害による被害状況等を迅速に把握し、適切な対応に結びつけることを目的とする。

2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、以下の(1)～(3)に定めるところによる。

- (1) 高圧ガス施設 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける施設（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に定める特定事業所内に設置する施設を除く。）をいう。
- (2) 火薬類取扱施設 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の適用を受け、神奈川県知事の許可を受けている製造施設（当該製造施設を有する者が所有、占有、共有（以下「所有等」という。）する火薬庫を含む。）、1級火薬庫（当該火薬庫を所有等する者が所有等する他の火薬庫を含む。）及び火薬類消費場所（6ヶ月以上の消費許可を受け、その有効期間内である発破場所。）をいう。
- (3) 指定事業者 (1)に定める高圧ガス施設を設置する事業者のうち、高圧ガスである毒性ガスを貯槽により貯蔵している事業者及び(2)に定める火薬類取扱施設を設置する事業者をいう。

3 被害状況等の把握を行う事象

被害状況等の把握を行う事象（以下「事象」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地震（震度5強以上に限る。）
- (2) 津波（大津波警報発表時に限る。）
- (3) 風水害（大雨特別警報発表時に限る。）

4 被害状況等の把握対象及び報告先等

- (1) 被害状況等の把握対象は、指定事業者及び公益社団法人神奈川県LPガス協会（以下「LP協」という。）並びに公益社団法人神奈川県高圧ガス防災協議会（以下「防災協」という。）とし、事象ごとの把握対象は次号以降に定めるとおりとする。
- (2) 指定事業者に対する被害状況等の把握は事象に応じ、次のとおり行うものとし、個別の指定事業者に対する被害状況等の把握の要否は別表1に定めるとおりとする。
 - イ 地震 別表2に定める地域において3(1)で定める震度以上の地震が発生した際に、原則としてその地域に存する全指定事業者に対して行う。
 - ロ 津波 東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に3(2)で定める警報が発表された際に、県土整備局河川下水道部流域海岸企画課が公表している津波浸水予測図のいずれかにおいて浸水が予測されている指定事業者に対して行う。
 - ハ 風水害 指定事業者の存する市町村において3(3)で定める警報が発表され、かつ県災害対策本部又は現地災害対策本部が設置された際に、その市町村に係る火薬類

取扱施設を設置する指定事業者に対して行う。

- (3) 工業保安課長は、3(1)で定める地震が発生し又は3(2)で定める警報が発表された際に、原則として、LP協及び防災協に対して、それぞれLPガス充てん所等の高圧ガス施設の被害等の有無、路上等における高圧ガスに係る事故等の有無を把握する目的で被害状況の把握を行うものとする。
- (4) 指定事業者は、別表3に示す工業保安課及び各地域県政総合センター(以下「工業保安課等」という。)に被害状況等を報告するものとする。

5 連絡・報告方法等

- (1) 工業保安課等は、3で定める事象が発生した際は、別表1に基づき、高圧ガス施設を設置する指定事業者には様式1、火薬類取扱施設を設置する指定事業者には様式2、LP協には様式3、防災協には様式4を用いて被害状況等の報告を依頼するものとし、事象に応じ、次のとおり行うものとする。

イ 地震及び津波

県全域について工業保安課が依頼するものとする。

ロ 風水害

横浜市及び川崎市については工業保安課が、その他の市町村については当該地域を所管する地域県政総合センターが依頼するものとする。

- (2) 地震が発生したとき、(1)による依頼を受けた指定事業者は、地震発生後2時間以内を目安に、被害状況等の有無とその程度に関する第一報を、高圧ガス施設を設置する指定事業者は様式5により、火薬類取扱施設を設置する指定事業者は様式6により工業保安課等へ報告するものとする。ただし、津波による浸水のおそれがある場合はこの限りとせず、安全が確認された時点で報告するものとする。

また、指定事業者は、地震発生後2日以内を目安に、第二報を同様式により報告するものとする。

なお、報告は、原則として、電子メールで行うものとし、やむを得ない場合にあっては、ファクシミリ又は電話により行うものとする。

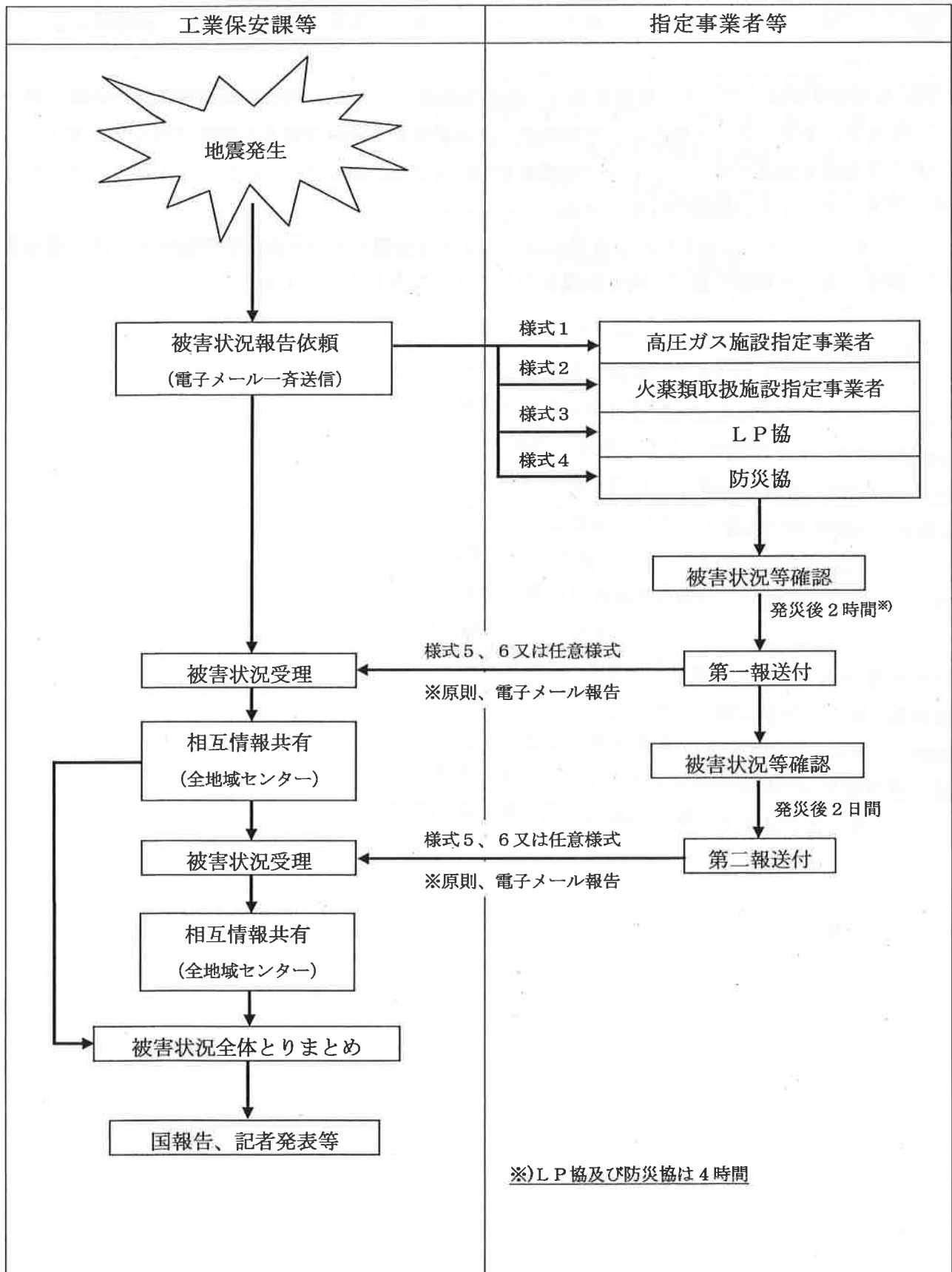
- (3) 津波又は風水害の警報が発表されたとき、(1)による依頼を受けた指定事業者は、警報が解除され、施設点検者の安全の確認ができ、施設の被害状況等について確認した時点で、速やかに(2)に掲げる様式により工業保安課等へ報告するものとする。
- (4) (1)により依頼を受けたLP協及び防災協は、地震発生後4時間以内及び被害状況等の有無が確認できた段階で、速やかに任意の様式により、工業保安課に報告するものとする。
- (5) 工業保安課と各地域県政総合センターは、把握した被害状況等を相互に提供し、情報の共有化を図るものとする。
- (6) 工業保安課は、各地域県政総合センターから提供された情報を含め被害状況全体の取りまとめを行うものとする。また、必要に応じて、国(経済産業省関東東北産業保安監督部等)に報告するとともに、記者発表や県ホームページ等への掲載等を行うものとする。
- (7) 事象の発生に伴い、県又は県内市町村に災害対策本部が設置された場合は、本マニュアルの他、各本部の指示に基づき報告するものとする。

6 その他

- (1) 指定事業者は、個別法の事故報告は別途速やかに行うものとする。
- (2) このマニュアルに規定がない事項については、別に工業保安課長が判断し、要請等するものとする。
- (3) 各地域県政総合センター環境部長は、指定事業者について、新たな指定事業者の追加、廃止を含め、変更があった場合は、その都度、その内容を工業保安課長に報告するものとする。
- (4) 工業保安課長が本マニュアル上の職務を遂行できない場合は、コンビナートグループグループリーダーをその職務代行者とする。
- (5) 本マニュアルに定められた事項のほか、工業保安課長及び各地域県政総合センター環境部長は、各自の判断に基づく情報収集を行うことができるものとする。

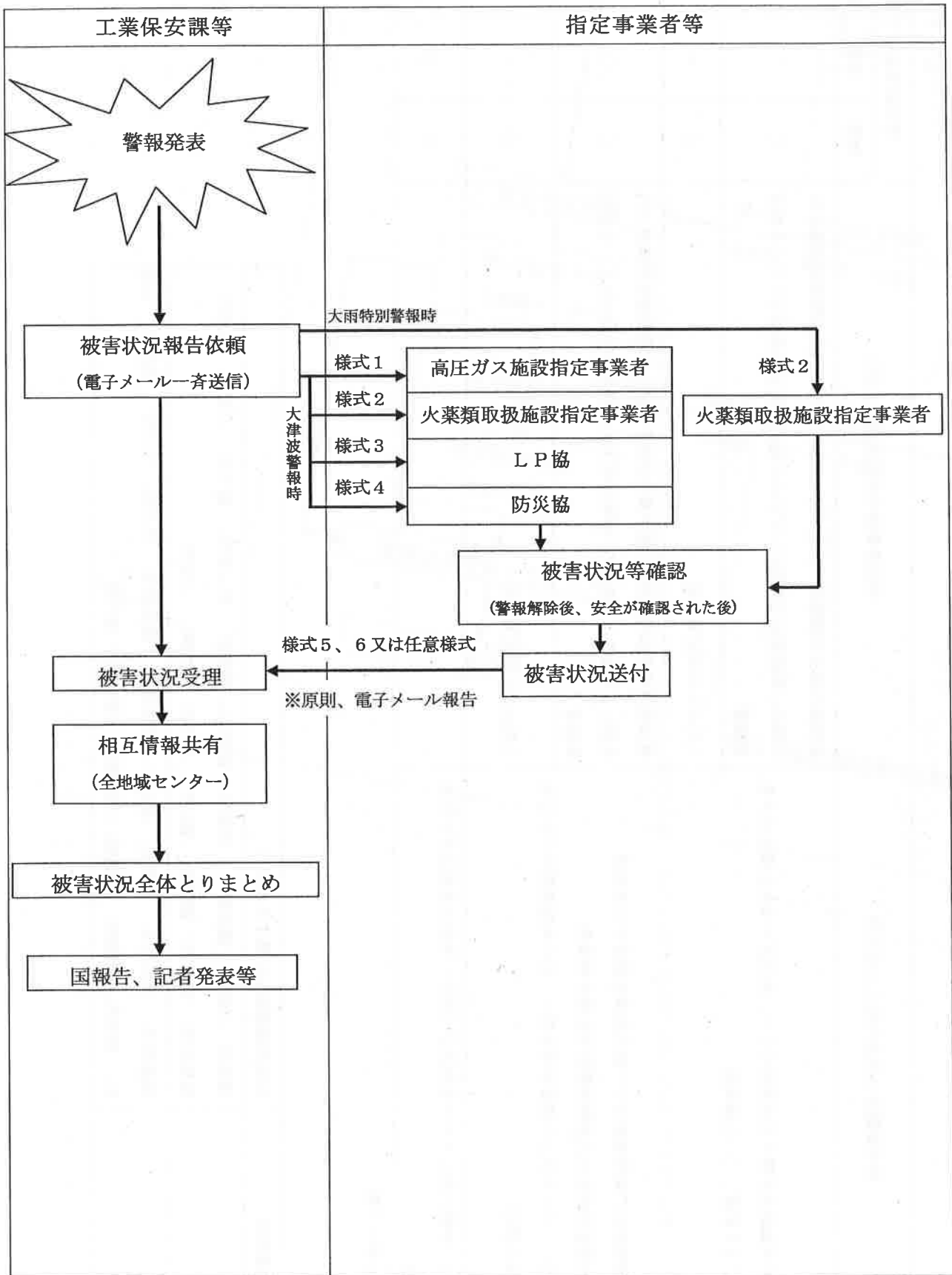
対応フロー① 地震(震度5強以上)発生時

(津波併発時は対応フロー②へ)



対応フロー② 大津波警報、又は大雨特別警報発表時

(大雨特別警報の場合は県災害対策本部又は現地対策本部設置時に限る)



別表1

	指定事業者の事業内容による区分	指定事業者の所在地による区分	情報収集を行う事象		
			地震	津波	風水害
指定事業者	高圧ガス施設を設置する事業者のうち、高圧ガスである毒性ガスを貯槽により貯蔵している事業者	東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報が発表された際に、津波浸水予測図のいずれかにおいて浸水が予測されている指定事業者	○	○	×
		上記以外の指定事業者	○	×	×
事業者	火薬類取締法の製造施設又は一般火薬庫を設置する事業者及び火薬類取締法の火薬類消費許可を得た事業者 (ただし、6ヶ月以上の消費許可を受け、その有効期間内である発破場所に限る)	東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報が発表された際に、津波浸水予測図のいずれかにおいて浸水が予測されている指定事業者	○	○	○
		上記以外の指定事業者	○	×	○
保安団体	(公社) 神奈川県LPガス協会及び(公社) 神奈川県高圧ガス防災協議会	-	○	○	×

凡例… ○必須×不要

別表2

地震に係る地域区分	左記の地域区分に属する市町村
神奈川県東部	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町
神奈川県西部	相模原市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

別表3

	部課名	所在地	電話/FAX 電子メールアドレス	所管地域・報告先※
1	安全防災局安全防災部工業保安課	横浜市中区日本大通 1 第 2 分庁舎 5F	045-210-1111/045-210-8830 kouhohigai@pref.kanagawa.jp (共通)	横浜市、川崎市
2	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課	横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210/046-824-2459 hoan.yokosuka_miura@pref.kanagawa.jp	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
3	県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111/046-225-5218 hoan.kenou@pref.kanagawa.jp	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
4	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711/0463-23-0599 hoan.shonan@pref.kanagawa.jp	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
5	県西地域県政総合センター 環境部環境保全課	小田原市荻窪 350 番地の 1	0465-32-8000/0465-32-8111 hoan.kensei@pref.kanagawa.jp	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

※地震及び津波の場合には、すべて工業保安課から依頼し、工業保安課及び地域県政総合センターに対して報告を行う。

※工業保安課の共通電子メールアドレス（上記）に送信した電子メールは、全地域県政総合センターに転送されるため、センターへの別途送信は不要。